

# ○財団法人神奈川県公園協会寄付行為

(昭和 50 年 3 月 20 日)

改正	昭和 55 年 3 月 28 日	昭和 55 年 3 月 20 日
	平成 3 年 7 月 18 日	平成 6 年 2 月 10 日
	平成 7 年 3 月 14 日	昭和 7 年 6 月 16 日
	平成 9 年 3 月 24 日	平成 18 年 4 月 1 日
	平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 5 月 1 日

## 第 1 章 総則

(名称)

**第 1 条** この法人は、財団法人神奈川県公園協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

**第 2 条** 協会は、事務所を横浜市中区扇町 3 丁目 8 番地 8 に置く。

(目的)

**第 3 条** 協会は、都市緑化及び自然保護に関する普及啓発を行うとともに、都市公園及び自然公園利用施設等の適切な運用管理及び維持管理を行うことにより、都市公園及び自然公園等の健全な利用の推進を図り、もって県民の健康、やすらぎ及び快適な生活の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

**第 4 条** 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 都市緑化及び自然保護に関する普及啓発
- (2) 公園資料展示館及び自然公園インフォメーションセンターの設置及びその運営
- (3) 公園及び緑地並びに自然環境等に関する調査研究
- (4) 公園及び緑地の運営管理及び維持管理並びに自然環境の保全等に関する業務
- (5) 駐車場、売店等の経営
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 資産、事業計画等

(資産の構成)

**第 5 条** 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

**第 6 条** 協会の資産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。  
(基本財産の処分の制限)

**第7条** 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

**第8条** 協会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

**第9条** 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

**第10条** 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第11条** 協会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始の日の前日までに理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

**第12条** 協会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

**第13条** 協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

### 第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

**第14条** 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 理事(理事長及び専務理事を含む。) 8人以上13人以内
- (4) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

**第15条** 理事長は、協会を代表し、その業務を統括する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、協会の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

**第16条** 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

**第17条** 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

**第18条** 協会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協会の運営に関し、意見を述べることができる。

(事務局)

**第19条** 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

## 第4章 理事会

(理事会の構成及び権能)

**第20条** 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
  - (1) 資金の借入方法に関する事
  - (2) 協会の運営に関し必要な規程の制定、廃止及び重要な改正に関する事
  - (3) その他協会の運営に関し重要な事項

(理事会の招集)

**第21条** 理事会は、必要に応じて理事長が招集する。

- 2 理事の半数以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所

を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

**第22条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

**第23条** 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

**第24条** 理事会の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

**第25条** やむを得ない理由のため、理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

**第26条** 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(監事の出席)

**第27条** 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(評議員)

**第28条** 協会に、評議員を置く。

2 評議員は、理事会において選任し、その数は10人以上15人以内とする。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

4 第16条及び第17条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、第17条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成及び権能)

**第29条** 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、協会の業務の執行に関する重要な事項につき理事長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。

(評議員会の開催)

**第30条** 評議員会は、理事長が必要と認めたとき、又は評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(評議員会の招集)

**第31条** 評議委員会は、理事長が招集する。

2 評議委員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(評議員会の議長)

**第32条** 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

**第33条** 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の議決)

**第34条** 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会における書面表決等)

**第35条** やむを得ない理由のため、評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した評議員とみなす。

(評議員会の議事録)

**第36条** 第26条の規定は、評議員会の議事録に準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

## **第6章 寄付行為の変更及び解散**

(寄付行為の変更)

**第37条** この寄付行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

**第38条** 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得て、協会と類似の目的を持つ法人に寄付する。

## **第7章 雑則**

(委任)

**第39条** この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## **附 則**

- 1 協会の設立当初の事業年度は、第 10 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 51 年 3 月 31 日までとする。
- 2 協会の設立初年度及び次年度の事業計画及び予算は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 協会の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 52 年 3 月 31 日までとする。

**附 則(昭和 55 年 3 月 28 日)**

この寄付行為は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 3 年 3 月 20 日)**

この寄付行為は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 3 年 7 月 18 日)**

この寄付行為は、平成 3 年 7 月 18 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則(平成 6 年 2 月 10 日)**

この寄付行為は、平成 6 年 2 月 10 日から施行し、平成 5 年 10 月 18 日から適用する。

**附 則(平成 7 年 3 月 14 日)**

- 1 改正後の寄付行為は、神奈川県知事の認可のあった日〔平成 7 年 4 月 1 日〕から施行する。  
ただし、改正後の寄付行為第 14 条第 2 項の規定は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 7 年 6 月 16 日)**

- 1 改正後の寄付行為は、神奈川県知事の認可のあった日から施行する。

**附 則(平成 9 年 3 月 24 日)**

改正後の寄付行為は、神奈川県知事の認可のあった日〔平成 9 年 4 月 1 日〕から施行する。

**附 則(平成 18 年 3 月 24 日)**

改正後の寄付行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 18 年 10 月 18 日)**

改正後の寄付行為は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 20 年 3 月 25 日)**

改正後の寄付行為は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。